



9月・10月は 「行政相談月間」

毎日の暮らしの中で、困っていることがあれば、行政相談委員にご相談ください。本市では、毎月原則第3木曜日（午後1時30分～3時30分）に行政相談所を開設しています。相談は無料・秘密厳守です。詳しくは、28ページ（9月の各種無料相談）または市ホームページをご覧ください。



また、総務省茨城行政監視行政相談センター（きくみみ茨城）では、電話、FAX、インターネットで相談を受け付けています。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。



☎ 伊奈庁舎地域推進課（内線 1301）

総務省茨城行政監視行政相談センター（きくみみ茨城） ☎ 0570 - 090110、029 - 253 - 1100、FAX：029 - 221 - 3349

所有地をしっかりと 管理しましょう！

■除草・樹木の剪定はお早めに！

自宅の敷地や所有している土地の草木・植栽などが公道にはみ出て、車や歩行者の通行を妨げていることがあります。これが原因で事故などが発生した場合、所有者が責任を問われます。事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、所有者、管理者の皆さんは早めの除草、剪定、伐採をお願いします。

■土砂の流出にも注意

大雨などの荒天時に、畑や荒地などから公道に土砂が流出することで、道幅の減少や、側溝が詰まることによる道路冠水などの原因となります。また、耕作などにより農地の土が道路に散乱している場所も見受けられますが、自転車や歩行者の通行の妨げになりますので、所有者、管理者の皆さんは適正な管理をするよう

お願いします。

■作業上の注意事項

作業する際は、通行車両や歩行者の安全確保にご配慮ください。

また、電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴いますので、事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。

▶各連絡先

○東京電力パワーグリッド

☎ 0120 - 995 - 007（つながらない場合は☎ 03 - 6375 - 9803 ※有料）

○NTT 東日本

☎ 113（NTT 東日本の固定電話から電話する場合）

☎ 0120 - 444 - 113（携帯電話・NTT 東日本以外の固定電話から電話する場合）

☎ 市道：谷和原庁舎建設課（内線 5209）

☎ 国道・県道：土浦土木事務所道路管理課 ☎ 029 - 822 - 4347

後期高齢者を対象とした 無料の歯科健康診査

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、無料の歯科健康診査を実施します。

▶日程：9月1日(月)～12月31日(水)

※歯科医療機関の休診日を除く

▶対象：茨城県の後期高齢者医療制度の被保険者で、前年度に75歳・80歳・85歳の誕生日を迎えた方

※対象者には、8月下旬ごろに歯科健康診査の案内を送付しています（長期入院・施設等入所者を除く）。

▶健診内容

①問診 ②歯の状態 ③咬合状態 ④口腔衛生の状態 ⑤口腔乾燥の状態 ⑥歯周組織・粘膜の状況 ⑦口腔機能評価 ⑧呼吸の異常 ⑨指輪つかテスト ⑩反復唾液嚥下テスト ⑪舌・口唇機能評価（オーラルディアドコキネシス） ⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）など

▶場所：茨城県歯科医師会に所属してお

り、送付する案内に同封の「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

▶受診方法

①実施歯科医療機関に、後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。

②受診日までに、受診案内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日にマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）または資格確認書等、受診券、受診票、歯ブラシを持参し受診してください。

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎ 029 - 309 - 1212

屋外広告物の表示（設置）には 許可が必要です！

道路沿いの土地、店舗の敷地・壁面、住宅の塀、電柱などに設置されている看板を「屋外広告物」といい、まちの景観に大きな影響を与えるとともに、適切に管理されない場合は落下などによる事故につながる恐れもあります。

このため、屋外広告物の表示には基準が定められており、原則として市の許可が必要となるので、下記の点にご注意ください。

○屋外広告物を設置するために土地や塀などを貸す場合には、相手方にそれが適法なものか、許可申請を行う予定があるものかどうかを確認してください。不明な点がある場合には、市へ連絡してください。

○店舗などの経営者の方は、茨城県屋外広告物条例に基づき、安全性の担保と適正な表示内容となるように努めてください。

○屋外広告物の許可申請にあたり、市では事前相談も受け付けていますので、積極的にご利用ください。

良好な景観づくりと広告物適正管理のために、皆さまのご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5103,5104）